

カルドアのインド税制改革案における 事業利潤の取り扱いと会社課税

森 俊 一

はじめに

カルドアは『支出税』において、人々の担税力の尺度としての所得概念を詳細に検討、批判し、担税力の尺度としては消費支出の方が優れていることを主張し、累進支出税を提唱した。こうした議論を踏まえ、彼はインドの税制改革について提案を行った。インドのいわゆる直接税の現行制度は不公平で不効率であり、大規模な脱税も比較的容易である状況に対して、カルドアの提案の狙いは、年次資産税、キャピタル・ゲイン課税、一般贈与税（贈与税と遺贈税を統合したもの）、個人支出税（累進支出税）を通じて直接税の課税ベースを拡大することであった。個人支出税の導入は、カルドア『支出税』における提唱にもとづくものであるが、インドの税制改革においては、それは所得税とともに課されてきた現行の超過累進付加税（a super tax）の一部に取って代わるものと位置づけられた。超過累進付加税の他の部分は所得税に吸収された。また、これらの改革とともに、包括的申告制度（所得税をはじめとするすべての直接税を含む総合的な申告制度）の創設と、すべての資産の移転（有償であれ、無償であれ）と資本取引からの収益に関する包括的報告制度の導入も提案された。

カルドアの提案の基礎には、累進課税を所得課税にのみ負わせるので

論 説

はなく、累進課税は、保有資産、所得、消費支出といった担税力のいくつかの尺度に分散して負わせるべきであるという考えがある。同時に、脱税あるいは経済主体の行動に与える課税の負の誘因効果を緩和するために、穏やかな累進税率が提案される。

インドの税制改革におけるカルドアの提案は、カルドア『支出税』において展開された所得概念に対する徹底的な批判を含むきわめて理論的な議論を踏まえつつも、インドの状況についての実際的な考慮にもとづいて、なお所得課税の改革を中心とし、所得課税を資産課税、資産移転課税、消費課税（支出税）で補完するものであったと考えてよい。インドは低開発国であるから、それにふさわしい税制を持つべきであるという見解は退けられ、カルドアの提案は今日からみても斬新なものである。

本稿の課題は、インドの税制改革における所得課税改革、とくに事業利潤の課税上の取り扱いと会社課税に関し、カルドアの提案を検討することである。事業上の経費や損失、また会社利潤の課税上の取り扱いが、そこでの問題となるが、カルドアはそれらを単に課税技術上の問題としてではなく、キャピタル・ゲイン課税のあり方と関連づけるなど、課税原理上の問題として論じている。カルドアのそのような議論をできるだけ正確に整理し、検討することは、事業所得課税、会社課税（法人課税）を考える上で、有益な示唆を与えるであろう。

I. 事業利潤の課税上の取り扱い

課税所得は収入から経費を差し引いて得られるが、カルドアは、経費の控除可能性の原理が雇用の場合と事業の場合とで全く異なっていることが重大な不公平を引き起こしていることを指摘する。この不公平は、事業の場合には資本減耗が控除され、また事業の収益力の一般的な維持・改善にかかわる広範囲の種々雑多な支出が経費として認められるけ

れども、雇用の場合には、所得獲得能力の減耗すなわち人的資本の減耗あるいは特定の雇用に要求される技能、知識、資格の取得のための支出は経費として認められないことより生じるとされる。

利潤・所得課税に関するイギリス王立委員会の多数派は、雇用の場合の経費ルールの緩和を勧告したが、それは控除可能な事業上の経費と控除不可能な個人的支出との区別を不明確にするとして、カルドアら少数派はそれに反対した⁽⁴⁾。

こうした問題意識を踏まえて、カルドアは『インドの税制改革』において、(1)控除可能な経費とは何かという一般的な問題、(2)資本の償却引当の問題、(3)事業損失に対する課税上の取り扱いの問題を論じる。以下に、カルドアの議論を検討してみよう。

1. 経費の一般ルール

経費を控除して事業利潤を算定する場合には、雇用の場合の経費ルールを基礎にして、利潤を獲得するために直接的また不可避免的に負われた支出を控除可能な経費として認めるといふ、これまでよりもより厳密に定義された経費ルールに従うべきであるといふのが、カルドアの主張である。また、その他の支出について、それらを控除可能な経費として認めることは、政府がこれらの支出に補助金を与えることに他ならないといふこと、それゆえ、公平といふ基準からではなく社会的利益促進といふ基準からの正当化を必要とするといふことが主張される。このように正当化を要する経費として、カルドアは、資本資産の獲得、調査研究費、広告・販売促進費、接待費等をあげている。

事業利潤課税における厳密な経費ルールの採用は、税務執行を容易にし、課税ベースを拡張し、税率の引き下げを可能とする。しかし、イギリス王立委員会のカルドアら少数派は、他の国における事業経費の取り扱いもまた同じように変更されない限り、イギリスの国際競争力確保か

らいつて、厳密な経費ルールの採用は困難であるとし、その提案を見送り、それに代わって、次善の策として、経費ルールの相違を税率の差別で償うことを勧告し、そのために稼得所得軽減措置 (Earned Income Relief—以下、EIR) の変更を要請した。

イギリスの EIR は、事業利潤といえども事業者の労働からの報酬も含まれているということを考慮して、所得が2千ポンド以下のときは、事業利潤でもそれはもっぱら労働の報酬にあたと考え、すべての稼得所得に適用され、それ以上の所得には適用されないものであった。これに対し少数派は、EIR が、給与の場合は上限なしに適用され、事業の場合は、厳密な経費ルールを選択した納税者に限って、専門職の所得の場合には上限なしに、その他の事業利潤には上限つきで適用されるならば、給与と事業利潤との間にある経費ルールの相違を償うのに役立つと考えたのである。

インドの EIR は基本的にはイギリスの EIR を受け継いだものであるが、イギリスと違いそれはある所得水準以上から軽減措置が段階的に縮小されるものであり、カルドアにより不適切とみなされた。インドの EIR を上述のように変更することも経費ルールの相違に対する一つの対応であるが、カルドアは、イギリスとは状況が違うので、インドにおいてはむしろ厳密な経費ルールを事業の場合にも採用すべきであると提案した。課税利潤概念の単純化は、課税ベースの拡大と税率引き下げを可能にすることを重視したからである⁽²⁾。

2. 資本の償却引当

1843年に所得税がイギリスで再導入されたときから一世代以上にわたっていかなる種類の固定資本の減耗にも課税上いかなる償却引当も与えられなかった。カルドアによると、それは、キャピタル・ゲイン非課税に論理的に対応するものであった。

ただし、公平の観点から言えば、資本支出に対して与えられる償却引当は、キャピタル・ゲインが課税されていようと、課税から除外されていようと、正当化されないものであるというカルドアの指摘は重要である。キャピタル・ゲインが非課税であるなら、いかなる償却引当も正当化されないのはもちろんである。キャピタル・ロスは課税上考慮外におかれるべきであるからである。キャピタル・ゲインが課税されているとしても、それは実現キャピタル・ゲインに対する課税であるから、キャピタル・ロスが実現したときに、それに対応する引当が与えられるべきであって、資産の売却や事業の清算のときにキャピタル・ロスが実現する以前に償却引当が与えられるべきではないということになる。

ここで、補足的な説明を加えるとしたら、次のようにいえるであろう。もし、課税所得として所得の包括的定義が採用されるならば、年々の資本損耗の正確な測定が必要とされる。また、キャピタル・ゲインも発生段階で捉える必要がある。これらは、事実上、困難なことであり、結果として発生主義にもとづく包括的な所得を課税所得とすることはできない。こうして、実際は実現時課税にならざるを得ないならば、発生主義にもとづいて所得を定義するために、年々の資本減耗を考慮するのは、論理的に整合的ではないといえることができる。

このような議論を踏まえて、カルドアは、キャピタル・ロス実現以前の、すなわち資産の売却や事業の清算以前の資本償却引当の正当化は課税の公平にあるのではなく、経済社会の利益達成の手段としての役割にあると考える。所得課税は、貯蓄の二重課税と危険負担に対する効果を通じて資本支出を阻害する傾向にある。資本支出に対して与えられる償却引当は、所得課税の阻害効果を中立化するために必要とされるとみるのである。

年々の正確な資本減耗の測定が、所得の公平な定義の重要な部分ではないならば、カルドアのいうように、政府は執行が最も簡単で、経済効

論 説

果の大きい引当の方式を自由に選ぶことができるであろう。現行の制度では、一般に定率償却控除方式がとられており、各種の資本資産ごとに異なった年率での引当が認められている。年率10%の定率償却引当は、利率を5%とすると、資本資産購入費の67%の即時控除に等しい⁽³⁾。

資本償却引当に関するカルドアの提案は、資本資産購入費の一部即時控除である。それは、次のように説明される。即時控除は、年々の償却引当よりも、借入れ能力の限られている拡大しつつある事業にとって魅力的であり、資本支出を促進する強力な手段である。したがって、資本償却引当の理想的な方法とは、資本支出を経常支出の場合と同じように取り扱うことである。ただし、後者と違い、前者では資本資産購入費用の一定割合のみが即時控除されるだけであり、その割合は資本資産の耐用年数とか、特定の資本資産使用の促進とか、ある一定の産業における投資促進の必要性に応じて異なるべきであるとされる⁽⁴⁾。

また、この即時控除は、物価上昇期における資本資産の歴史的費用 (historical cost—取得費用) と置換え費用 (replacement cost) との相違に対する調整すなわち償却引当の物価調整を不必要とする。

もともと、即時控除では、そこから資本引当が即時控除される利潤が十分であるとは限らない。そうした場合、控除されずに残った未吸収の資本償却引当つまり未利用の資本償却引当は将来に繰り越され、その額は利子分に応じて割り増しされるべきであるとされる。

さらに、カルドアは、インドでは通常の償却引当に加えて、加速度償却引当や開発投資税額控除 (25%の development rebate) が与えられており、その結果、多くの場合、各種引当の割引現在価値は資本費用を超えていることを指摘する。それゆえ、これら現行の資本償却引当は、そのまま提案された新方式に移るには、あまりにも過大であるので、償却引当の規模は大きく削減されるべきであるとされる。

なお残る問題として、カルドアは、清算時における課税および控除

(balancing charges and allowances) を新しい方式の下でどのように算定するかを取り上げる。インドでいったん廃止されたキャピタル・ゲイン課税が再導入されれば、この清算時課税および控除は資本資産の売却価格と帳簿上の償却後残存価値の差額全額に及ぶべきであるとされる。新方式では、償却後残存価値は、資本資産の購入費用から即時控除が認められた償却引当を差し引いた額に等しいであろう。清算時課税および控除は資産の売却額と帳簿上の残存価値との差額にもとづいて算定されることになる。カルドアは明記していないが、この差額が負であれば、それは他の所得からの控除が認められることとなる。

以上のように、キャピタル・ゲイン実現時課税の場合にも、年々の資本償却引当あるいはそれと割引現在価値の等しい即時控除を正当化するのは、課税原理ではなく、所得課税が投資誘因を阻害する効果を緩和するという経済政策的目的の達成を重視することにあるというのは、カルドアの注目すべき指摘であると思われる。

3. 事業損失の取り扱い

所得税の初期の概念は、所得税を特定の源泉からの規則的収入に対する税とみるものであった。カルドアによると、資本償却引当を認めることと同様に、事業損失に対して課税上救済を認めること、つまり他の事業からの所得あるいは事業以外の所得から損失の控除を認めること（他の所得との損益通算）は、所得税のこの初期の考えと整合的ではないとされる。この点で、カルドアはイギリス王立委員会の多数派の見解に同意する。

多数派は次のように主張する。所得勘定上受取りよりも支出が多いということが損失の意味であるなら、その差額は資本から賄われたのであり、現在あるいは将来の所得から損失を控除することは、資本減耗にたいする引当を認めることである。それに所得源泉からの純収入が負にな

論 説

りうるという考えそのものが疑問である。というのは、誰も損失をもたらす事業を遂行することを強制されないし、事業が損失をもたらす場合には、事業の売却あるいは清算によって損失を免れ、正の所得を得る機会をつかむことができるからである。したがって、事業が引き続き損失をもたらすとしても、事業活動を継続しているならば、税制はその損失を事業者の他の所得に対する負担とみなさなければならぬいかなる理由もない。もっとも、事業の継続性を考えれば、12ヶ月という期間で事業利潤を確定しなければならない必然性もないので、損失の繰越は当然認められてよいことである。

しかし、多数派は、このような議論にもかかわらず、何らかの一つの源泉（事業）からの損失が同じ源泉（事業）からの将来の所得に対して無限に繰り越されるとともに、同じ年あるいは将来のいかなる他の所得からも控除されることを認める現行の規定を支持した。

これに対し、カルドアは、キャピタル・ゲイン課税がない場合には、事業損失は他の事業所得あるいは事業以外の所得から控除されるべきではなく、本来は課税上考慮に入れられてはならないが、所得の平均化のために、同じ事業からの将来の所得に対してのみ繰越が認められることになる」と主張する。

けれども、カルドアによれば、キャピタル・ゲイン課税がある場合には、事業損失を他の所得から控除することは必ずしも変則的なことではないとされる。しかしながら、事業損失には資本としての性質を持った経費、たとえば資本償却引当あるいは開発支出などが含まれる場合があることにカルドアは注意を促す。

したがって、カルドアが正しいと考える事業損失の取り扱い、厳密な意味での経常的事业損失のみ他の所得から控除することを認め、経常的純収入では吸収されなかった資本償却引当をあらわす損失は同じ事業からの将来の所得からのみ控除されるということになる。

カルドアの見解について、若干の補足的説明を加える。厳密な意味での経常的事业損失はキャピタル・ロスの実現とみなしうるので、他の源泉からの所得から控除が認められる。ところが資本償却引当は実現キャピタル・ロスをあらわすものではなく投資促進という経済的利益促進の理由により控除が認められているに過ぎないので、他の所得から控除を認めることは適切ではないと考えられるのである。

ただし、以上はあくまでも公平の観点からの議論であって、カルドアによると、事業損失の控除は、厳密な意味での事業損失であっても、経済効果の点からすると、非効率な事業の存続を許すことになる。それを避けるため、損失控除を同じ事業からの将来の所得に制限するのがよいし、また租税回避防止の観点からもそのように制限するのが望ましいとされる。それは、損失を抱える事業を取得することによる租税回避を防ぐためである。カルドアは、ある源泉からの損失は同じ源泉からの将来の所得からのみ控除されるという規定を一般的に設けると、それはこのような租税回避を完全には防ぐものではないとしても、その余地を大きく狭めるであろうと期待する。さらに、未吸収の経常的な事業損失に対するインドの最近の規定を未吸収の資本償却引当にも拡張し、またそれを個人とともに会社にも適用されるものとして、過去の損失は事業が所有者を変えたときには認められないとすれば、租税回避のための抜け穴は完全に閉じられるであろうという意見を付け加える。

上述の考察を踏えて、事業損失に関するカルドアの提案は、事業損失は同じ事業からの将来所得に対してのみの繰越が認められるだけで、他の所得からの控除を認めるべきではないということになる。また、カルドアは、この一般原則の緩和が許されるとしたら、それは厳密な意味での経常的事业損失に限って同じ年の他の事業所得から控除してもよいことを認めるということであろうと付言している。

インドの現行制度では、経常的純収入で吸収されなかった未処理の資

論 説

本償却引当は、未吸収の経常的な事業損失よりも寛大に取り扱われているが（前者は将来のいかなる所得からでも控除されるが、後者は事業所得からのみ控除が許される）、カルドアによると、未処理の資本償却引当は経常的な事業損失よりも厳しく取り扱われるべきであり、それは資本支出がなされた事業の将来所得に対してのみ繰り越され、しかも、この控除が租税回避の手段として利用されるのを防ぐために、前述のように控除はこの事業が同一の所有者の下にある場合に限って認められるべきであると主張される。加えて、厳密な意味での事業損失に限って、他の源泉からの所得から損失控除を認めるという制限は重要であるとし、開発支出など資本的性質を持つすべての支出を利潤計算に当たって取り除くと損失ではなく利潤が示されるような場合には、他の所得からの控除のために、損失を認めてはならないことが注意される。

さて、カルドアの最後の注意にもかかわるが、以上の議論でなお説明を要すると思われる点は、損失を抱える事業を取得することが、納税者にとって何ゆえ有利になるかということである。損失を出している事業といえども、経常支出を上回る経常収入を得ているが、資本償却引当あるいは資本的性質を持つ支出などが課税上経費として認められ、結果として損失を示している場合がある。このような実質的には十分収益を生み出している事業ではあるが、税務会計上損失を計上している事業を取得することは、経済的に見てそれ自体決して不利ではなく、事業を取得する納税者の限界税率が高ければ大きな租税節約という利益も手に入れることができる。損失を抱える事業の取得によるこうした租税回避を防ぐことを重視して、カルドアは事業損失の課税上の取り扱いに関する以上のような提案を行ったと考えてよい。

II. 会社課税について

1. 会社税の役割

カルドアは、会社課税を個人所得税制の補完として捉える。したがって、法人実在説に依拠して法人としての会社自身に独自の担税力を認める立場をとっていない。すなわち、所得税とは別の、独立の法人税（非還付の法人税）を主張する場合、それはあくまでも個人所得税を補完することに、その正当性の根拠が求められねばならない。

税制における会社課税の役割をみるために、カルドアは『支出税』第5章において会社利潤課税に関するイギリスのこれまでの歴史を振り返る。イギリスにおける所得税の初期の考え方においては、会社利潤は会社の所有者の所得とみなされ、配当分配分と留保分に対して所得税が課せられた。所得税が比例税である間は、このことに原理上の大きな問題はなかったが、所得課税が累進課税となると事態は大きく異なってきた。配当に関しては、個人段階で累進付加税が課せられるので問題は生じないが、未分配利潤については、会社段階で所得税の標準税率で課税されるだけで、累進付加税は及びようがなかった。戦後、会社利潤には、所得税とともに、追加税として利潤税が課されるようになった。これは、全利潤に課され、留保利潤よりも分配利潤に重課するものであった。

カルドアによると、利潤税の課税は法人利潤を個人所得とは別の、独自の税源とみなす見解を支持するように見えるが、会社課税を個人所得課税と全く無関係なものとして取り扱うことは正しくないとされる。カルドアは、未分配利潤を直ちに株主の所得とみなし得ないことを認めつつ、しかしそこから利益を得るのは株主であり、利潤税の課税はその株主の利益を減少させるということも事実であると強調する。

この場合、株主が未分配利潤から得る利益は、キャピタル・ゲインという形をとる。しかし、このキャピタル・ゲインは未分配利潤と同時に

生じるのではなく、その後において収益力の増加、利潤の増加から配当が増加することによって生じる。キャピタル・ゲインが課税されない場合、未分配利潤から株主が得る利益には課税が及ばない。

個々の株主が特定の株式保有に強固に結びつけられているとすると、未分配利潤への課税は、カルドアによると、未分配利潤から生じるキャピタル・ゲインという株主の利益に課税する手早く粗い方法であるとされる。しかし、ここで、カルドアは、典型的な株主は特定の株式を保有し続けることはなく、彼が特定の株式保有で得るであろう利益、つまりキャピタル・ゲインは、彼の株式保有期間における会社の未分配利潤とは無関係であることに注意を促し、未分配利潤課税でいいうことは、それは株式保有者全体に対して未分配利潤から生じる利益に課税するものであり、個々の株主の利益に対する課税としては非常に粗い雑な方法であると主張する。この主張については、次のようにいえるであろう。

未分配利潤への課税は誰の負担かということについては、課税は未分配利潤からキャピタル・ゲインの形で生じる利益を損なうとすると、得ることのできるキャピタル・ゲインが未分配利潤への課税の結果減少した株主の負担といってよい。カルドアは、こう考えている。そうすると、株主が特定の株式保有に強く結び付けられている場合には、未分配利潤への課税は、そのときの株主の負担とみなしうる。しかし、株主が特定の株式保有に結び付けられていないとすると、未分配利潤への課税は必ずしもそのときの株主の負担ではない。未分配利潤が収益力増加、配当増加をもたらし、キャピタル・ゲインを発生せしめる以前に、未分配利潤からキャピタル・ゲインという形で利益を得ることなく株式を売却する株主は、会社税の負担を被っていないとみなしてよい。負担を被るのはキャピタル・ゲインという形で利益を得るであろう将来の株主である。その株主が得る利益は、彼の株式保有期間における未分配利潤とは無関係であり、株式保有以前の未分配利潤と関係するものである。こうして、

未分配利潤は誰のものかという、それはそこから利益を得る将来の株主のものであるという考えが成り立つ。カルドアの議論の根底には、こうした考えがあるものと思える。

カルドアが、未分配利潤をそのときの株主のものと考え、未分配利潤に応じて株式の無償交付を会社に強制し、それを株主の課税所得に算入するという方式に反対したのは、この方式は未分配利潤から利益を得ていない株主に負担を強いるものであると考えたからである。未分配利潤課税で負担を被る株主は将来の株主であり、課税時点では特定できない。それは株主全体といえるにすぎない。それは現在の株主であるといえるのは、株主が特定の株式保有に強く結びつけられている限りにおいてである。このように見てくると、未分配利潤に対する会社税は将来そこから利益を得るであろう株主全体に課税する間接的な手段であるというカルドアの主張にとっては、株主が特定の株式保有にどの程度結びつけられているかは特に重要な論点ではないといえることができる。

こうして、未分配利潤に対する税率は、キャピタル・ゲインが株主の課税所得として課税されたならば課されたであろう平均税率であるべきであり、その税率は所得税の平均税率よりもかなり高いということは、未分配利潤へ所得税に加えて利潤税を課す根拠となる。これが、利潤税に関するカルドアの見解である。すなわち、未分配利潤への課税は、キャピタル・ゲイン課税がない場合、個人課税を補完する役割を担うものとして正当化される。

しかし、この正当化には一つの問題があると思われる。それは、キャピタル・ゲイン非課税の場合、何故株式に生じるキャピタル・ゲインに対してだけ未分配利潤課税で代替するという措置をとり、他の資産保有で生じるキャピタル・ゲインには何らの措置もとらないというのは、株式保有者（正確には普通株の保有者）を不当に差別することになりはしないかという問題である。この問題には、カルドアが指摘するように、

論 説

利潤税は配当分配分にも課され、しかも留保利潤よりも重課されるということもまた、株式保有者に対する課税上の差別ではないか（配当分配分には会社段階で所得税と利潤税が課され、さらに個人段階で累進付加税が課せられる）という問題も加わる。

この問題に対する回答は、カルドア『支出税』では、政府の完全雇用政策に見いだされる。これらの政策がインフレ偏向的である限り、株式の保有者は社債、優先株の保有者の犠牲の上で利益を得る。これこそいわゆる金利生活者に対する搾取である。さらに、生産性の上昇が物価安定、貨幣国民所得の増大（物価下落、貨幣国民所得一定ではなく）をもたらす状況のものにおいても、株式の保有者は利益を得る。かくして、普通株式の保有者は、政府の完全雇用政策から大きな利益を引き出す。

こうして、カルドアによると、利潤全体への所得税と利潤税の課税は、キャピタル・ゲインという形で株主に生じる利益に最終的な拠り所を見だし⁽⁵⁾、配当分配分への課税は、キャピタル・ゲインの発生を抑え、株主に生じる利益を減じることにより、その根拠があるとされる⁽⁶⁾。以上のように、個人課税を補完するものとして会社課税を見るならば、キャピタル・ゲインが通常の所得と同じように、またそれが発生すると同時に課税されるのであれば、会社利潤それ自体に課税することにはいかなる論理的正当性もないということになる。キャピタル・ゲイン課税が実現時課税にならざるを得ないとしても、相続や贈与による資産の移転もキャピタル・ゲインが実現する機会とみなされるならば、キャピタル・ゲイン実現時課税はなお会社課税に適切に代わりうるものであろう。これが、カルドア『支出税』第5章での見解である。しかし、『インドの税制改革』では、キャピタル・ゲイン実現時課税の場合には、なお会社税を課す根拠があるとし、後述のように会社税についての具体的な構想を提示している。

2. 会社課税の経済効果—会社税転嫁可能性の検討

会社税はキャピタル・ゲインという形で株主全体に生じる利益を課税する高度に有効な方法として理解された。しかし、それは個々の株主にとっては粗雑で安易な方法である。また、会社課税を基本的に正当化するのには税負担の公平化に求められるべきであるとする、会社税は個人段階で株主の利益に直接に課税することに優るものではない。しかも、カルドアによると、会社税は長期的に見ると転嫁可能性を否定できない。

カルドア『支出税』第5章では、会社税の転嫁可能性について、かなり詳細な議論が試みられている。次に、会社税の転嫁可能性についてのカルドアの説明の要点を補足的説明を交えながらまとめてみよう。戦後の一般的傾向として、会社は利潤の多くを留保し、投資に際し外部の資金に依存しない傾向が強まっているが、会社を個別に見ると、どの産業にも資金不足で拡張が阻止されている会社が存在している。そのような会社においては、拡張のために必要な資金は留保利潤を超えており、借入れ能力も限られているので、普通株式の発行による資金調達が必要される。しかし、それが成功するためには、新株は既存の株式に比して十分魅力的でなければならず、配当だけではなく、それを裏付けるように利潤率も十分高いものでなければならない。すなわち、新株発行で賄われる新投資の利潤率は、既存株式の株価収益率に匹敵するものでなければならない。こうして、拡張のための新投資は、高い利潤率を約束するようなプロジェクトに限定される。とすれば、既存企業も利潤マージンを引き上げ、利潤率を株価収益率に一致するように調整する余地が生じる。既存企業がこのように利潤率を高めても、拡張しつつある新興企業、あるいは新規参入を狙う潜在的競争企業からの競争圧力を被る恐れはないからである。また、既存企業は、資本市場における株式の株価収益率を、内部留保で賄う新投資がもたねばならない最低の収益基準とみなすようになる。こうして、各産業における支配的な利潤マージンは、株価

収益率に応じる利潤率を実現するように調整されていくことになる。

かくして、十分長い期間を取れば、利潤課税はより高い利潤マージンの形で転嫁される傾向にある。しかし、この転嫁の過程は直接的に起こるのではない。それは、株価収益率が課税の結果として上昇することに依存する。株価収益率の上昇は、課税による利潤分配率（配当分配率）の低下によって生じる。課税によって税引き後利潤が減少するにもかかわらず、最低限必要な内部留保を確保するためには、配当分配率を引き下げざるを得ない。

株価は将来配当の流列の割引現在価値で与えられる。ここで、現在の配当が将来とも続くと仮定して株価の算定し、株価収益率 ρ を求めてみる。P は利潤、t は利潤にかかる税率、d は税引き後配当分配率であり、i は現在価値を求めるための割引率である。

$$\begin{aligned}\rho &= \frac{(1-t)P}{(1-t)Pd/i} \\ &= i/d\end{aligned}$$

これより税引き後配当分配率 d の低下は、株価を低め、株価収益率 ρ の上昇を導くことが分かる。

課税の結果、株価収益率が上昇し、それが徐々に資本の利潤率を高めようになり、利潤マージンがそれに応じて上昇を示すときに転嫁が生じる。この効果は、資本産出比率の低下によって、隠蔽されることもある。このときには、不変の利潤マージンでも、より高い利潤率が可能となるからである。利潤率を r とし、産出高を O、資本を K とすると、利潤率 r と利潤マージン π 、資本産出比率 k との関係は、以下で与えられる。

$$r = P/K = \frac{P/O}{K/O} = \pi/k$$

これより 利潤マージン π が一定のときでも、資本産出比率 k が低下す

ると、利潤率 r は上昇することが分かる。

このように、会社税の転嫁可能性が否定されないとすると、長期においては、未分配利潤から株主に生じる利益に課税する間接的な手段としては、会社税はおそらく有効ではないということになる。会社課税はキャピタル・ゲインの源泉を捕捉し、キャピタル・ゲインが生じるまゝにそれに課税することを狙いとしている。個人の段階でのキャピタル・ゲイン実現時課税は株主に生じる利益を遅れを伴って課税することになる。この点に、キャピタル・ゲインの源泉を捕捉する会社課税の利点があるとはいえ、会社課税の転嫁可能性を考慮すると、キャピタル・ゲイン課税は、なお、株主に生じる利益に課税するためのより望ましい方法である。また、キャピタル・ゲインの大部分は普通株式において生じるが、それは不動産等の他のあらゆる種類の資産においても生じることを考えると、キャピタル・ゲイン課税がより一層強く望まれる。

カルドアが会社税の転嫁可能性を以上のように議論したのは、株主に生じる利益は会社段階で間接的に課税するのではなく、直接個人段階で補足し課税すべきであるという主張を決定的なものにするためと思われる。

所得のもとにキャピタル・ゲインを包摂する所得課税制度は、他方で、欠点を免れていない。それは、キャピタル・ゲインを課税所得から除外する所得課税制度よりも、貯蓄そして危険負担により強い阻害効果を与えるからである。

カルドアは、このような欠点のいずれも、もし所得税が支出税によって置き換えられるならば、免れるであることを指摘しつつ、現行所得課税制度が全面的に消費課税制度（支出税制）に置き換えられないのであれば、所得課税制度の一部としてキャピタル・ゲイン税を採用し、現在会社の未分配利潤に課されている税の、すべてではないにしても一部をキャピタル・ゲイン税に移すこと、すなわち、キャピタル・ゲインに所

得税を課し、未分配利潤を所得税の課税から解放し、利潤税の税率に必要な調整を加えることに、強い論拠が残ることになると主張する。この論拠については、『支出税』第5章では詳しく述べられていないが、この方向での具体的構想すなわち未分配利潤にもキャピタル・ゲインにも課税する二重の課税制度の構想が、『インドの税制改革』に見られる。

3. インドにおける会社課税の状況

『インドの税制改革』において、カルドアはインドにおける会社課税の状況について次のように述べる。インドにおいては、会社には所得税が課されると同時に、追加課税として法人税（イギリスでは利潤税）が課せられる。所得税とともに法人税（利潤税）が課せられるというのは、イギリスの会社課税と同じであるが、インドの法人税は、会社の性質、所得の源泉などの多様な基準に応じて、また利潤が分配されるか留保されるかに応じて、異なった税率で課税される。

非公開会社は経常可処分利潤の60%以下しか分配しないとき、つまり内部留保率が40%以上のとき、未分配利潤に法人税が追加課税される。また、事業会社は、40%以下の留保率でも、蓄積された留保が、出資資本（subscribed capital）と借入れの合計が固定資本の総費用のうち、いづれか大きいほうを上回るなら、未分配利潤に追加課税される⁽⁷⁾。さらに、所得税を所管する最高責任者が留保の必要性を認めた場合には、彼の裁量で、未分配利潤への追加課税は取り消される。このような非公開会社の未分配利潤への追加課税の規定は、個人納税者の法人設立による累進付加税回避を阻止するためである。

公開あるいは非公開を問わず、すべての会社は利潤分配分に追加課税される。これは、会社が利潤のできるだけ多くを留保することを確実にするためとされる。公開会社は留保利潤に対する追加課税を免れているが、非公開会社は利潤の分配分とともに未分配分に対しても同時に追加

課税を受ける場合が存在する。

他の会社からの受取り配当は原則として法人税が課されるが、特定の活動に従事している会社からの配当には、法人税が課されないという例外規定が設けられている。

新たに設立された製造会社の利潤は、ある一定の条件を満たせば、使用資本 (capital employed) の6%にいたるまでの利潤に限って、最初の5年間はいかなる課税からも免除される⁽⁸⁾。

カルドアは、以上のようなインドの会社課税の諸規定は不必要に複雑であるとし、特に非公開会社の留保利潤に対する追加課税とすべての会社の配当分配分に対する追加課税を取り上げてその問題点を論じている。

非公開会社の留保利潤に対する追加課税

インドでは、非公開会社は留保率が40%以下であっても、蓄積された留保が、出資資本と借入れの合計か、固定資本の総費用のうち、いずれか大きい方を上回るなら、未分配利潤に追加課税される。

カルドアによると、この規定は、追加課税を受けずに蓄積できる留保利潤額を最初の出資資本のある乗数倍に制限することによって、公開会社に対し非公開会社を差別し、当初は非公開で冒険的な会社の参入によって産業は成長していくものとする、そのような産業の成長に大きな障害になるものとされる。

このようなカルドアの議論を以下に明確にする。ここで、簡単化のために借入れなしを想定し、追加課税を受けることなく蓄積できる額を求めてみよう。最初の出資資本を K_s とし、それは流動資本 K_c と固定資本 K_f に用いられ、流動資本 K_c と固定資本 K_f の比率 K_c/K_f を λ とし、この値は一定とする。また、留保利潤の蓄積額 R は、流動資本と固定資本に λ の比率で投資されるものとする。すなわち、

論 説

$$K_s = K_c + K_f$$

$$= \lambda K_f + K_f$$

$$R = \Delta K_c + \Delta K_f$$

$$= \lambda \Delta K_f + \Delta K_f$$

$K_f + \Delta K_f \leq K_s$ のとき、たとえ $K_f + \Delta K_f < R$ であっても $R \leq K_s$ であれば、未分配利潤には追加課税されないが、 $R > K_s$ となると、追加課税される。

旺盛な投資意欲を満たすために利潤を蓄積する場合には、 ΔK_f が大きく、その結果、 $K_s \leq K_f + \Delta K_f$ となることが予想される。この場合を想定して、留保蓄積額が出資資本のある乗数倍に制限されることの説明を試みる。

$K_s \leq K_f + \Delta K_f$ のとき、 $K_s < R$ であっても、 $R \leq K_f + \Delta K_f$ であれば追加課税されないが、 $K_f + \Delta K_f < R$ であれば追加課税される。 $\lambda = 0.5$ の場合、出資資本 K_s が 150 であれば、流動資本 K_c は 50、固定資本 K_f は 100 となる。ここで R が 150 でその内訳は ΔK_c が 50、 ΔK_f が 100 であれば、追加課税されない条件は満たされる。 R が 300 であれば、 $K_f + \Delta K_f$ もまた 300 となるので、条件を満たす R は、300 以下ということになる。ここで、

$$R^* = K_f + \Delta K_f$$

となるような、 R^* を一般的に求めてみる。

$$R^* = \Delta K_c + \Delta K_f$$

でもあるから、

$$(\lambda + 1)\Delta K_f = K_f + \Delta K_f$$

より、

$$\Delta K_f = \frac{1}{\lambda} K_f$$

という関係が得られる。これより、

$$\begin{aligned} R^* &= \left(1 + \frac{1}{\lambda}\right) K_f \\ &= \left(\frac{\lambda+1}{\lambda}\right) K_f \\ &= \frac{1}{\lambda} K_s \end{aligned}$$

を得る。すなわち、内部留保の蓄積が追加課税なしに可能となるのは当初の出資資本の $1/\lambda$ 倍の額に至るまでである。

なお、留保が特別必要な場合には、所得税を所管する最高責任者は追加課税を取り消すことができるが、カルドアによると、こうした広範な裁量権は、会社の事業計画にかなりの不確実性をもたらすので、認められるべきではないとされる。

すべての会社の配当分配分に対する追加課税

配当分配分に対する追加課税は、イギリスの規定を採用したものである。課税のあり方を検討したイギリス王立委員会の多数派は、この規定の即時廃止を勧告したが、カルドアラ少数派は、キャピタル・ゲインが課税されるか否かとは全く独立に配当分配分に対する追加課税を即時廃止することに反対した。少数派は、キャピタル・ゲイン非課税のもと、株価を引き下げ、キャピタル・ゲインの発生を抑えることがこの規定の本来の狙いであることに注意しつつ、キャピタル・ゲインへの課税という条件のもので、その廃止を支持したのである。

こうしてみると、インドにおいても、配当分配分に対する追加課税よりも一度廃止されたキャピタル・ゲイン課税復活のほうがはるかによいということになる。さらに、インドでは配当分配分に対する追加課税は、イギリスのように配当分配分に対する一定税率での課税ではない。それは、計上資本 (paid-up capital) の 6% 以上 10% 未満の配当に対しては

論 説

2/16, 10%以上の配当に対しては3/16の税率で課税される。また、追加課税の基準として、出資資本 (subscribed capital) や使用資本 (capital employed) ではなく計上資本を選んだことにともない、蓄積された留保のかなりの部分を株式の無償交付 (bonus issues) を通じて資本化した会社を有利にするので、この配当に対する追加課税の回避を防ぐために、株式無償交付に対して12.5% (2/16) の課税が導入された⁹⁾。

カルドアによると、このような複雑な規定、特に株式無償交付への会社段階での課税は根拠のないものであるとされる。株式の無償交付による株主の利益は、株式の価値増大つまりキャピタル・ゲインという形で生じるが、カルドアによると、それは株式の無償交付と同時に、その無償交付の額に応じて生じるものではなく、したがって、会社段階での株式無償交付への課税は、キャピタル・ゲインに対する課税の間接的な方法とはなりえないとされる。こうした議論により、カルドアは、キャピタル・ゲインに対する課税の間接的な手段としての会社段階での配当また株式無償交付への課税よりも、キャピタル・ゲインに個人段階で直接課税することを推奨するのである。ところで、ここで一つの問題が生じる。

配当に対する追加課税を正当化する根拠が、キャピタル・ゲインの発生を抑え、キャピタル・ゲインに課税する粗雑かつ間接的な方法として役立つことにあるとすると、こうした主張は、後述するような同じくキャピタル・ゲインに対する間接的な課税方法としての未分配利潤に対する追加課税の主張とどう調和するのであろうか。そもそも配当は個人段階で他の所得と合算されて累進付加税の課税対象となることを考えると、会社段階で配当に追加課税する根拠があるのであろうか。

おそらく、それは配当のキャピタル・ゲイン化に対する対策と考えてよいであろう。つまり、株主は配当込みで株式を売却し、配当落ちで株式を買い戻すと、配当はキャピタル・ゲイン化する。ちなみに、株式を

配当込みで購入し、配当落ちで売却する場合、それが証券取引業者であれば、得る配当はキャピタル・ロスと相殺され、このような取引から損害を受けることはない。キャピタル・ゲインは課税されないとすると、配当のキャピタル・ゲイン化により株主は大きな利益を得ることができる。

すなわち、配当分配分に対する追加課税も留保分に対する追加課税も、すべてはキャピタル・ゲイン非課税に対する対応と考えてよい。会社利潤に対し還付されない税を追加課税する根拠は、すべてキャピタル・ゲインへの課税のあり方と密接な関係を持っているのである。こうして、配当に対する追加課税もキャピタル・ゲイン課税の間接的方法だとすると、イギリスのように配当分配分に対する定率の課税でなく、利潤率が高く、資本に対する配当の比率も高い会社の配当分配分に課税されるというインドの規定は、カルドアの批判のように、公平の点からは合理的根拠をもっていない。

カルドアは、インドの税制改革への提案のなかで、キャピタル・ゲイン課税の復活と支出税の導入を含む個人課税の改革を主張した。カルドアが述べているように、キャピタル・ゲインが課税されると、非公開会社に対する留保利潤への追加課税は余計なものとなる。この追加課税の狙いは、累進付加税の回避手段として会社が利用されるのを防ぐことにあったが、会社課税の税率が個人に課される所得課税の最高限界税率よりも低いとしても、キャピタル・ゲインが課税されるならば、配当を減らして税負担を軽減することは、キャピタル・ゲインが会社課税の税率よりも高い個人課税の税率で課税されることを通じて将来追加的な税負担を招くからである。

さらに、すべての会社に対する配当分配分に対する追加課税の論拠も消滅する。この追加課税を正当化する理由が、キャピタル・ゲインへの間接的な課税であるとする、キャピタル・ゲイン課税はその必要性を

論 説

直ちに取り除く。また、配当を抑制して留保を促進し投資を促すことにその理由があるとしても、カルドアの指摘のように、支出税の導入による貯蓄促進によるほうが、投資資金のより効率的な配分につながるであろう。

4. 三つの主要な問題

カルドアは、会社課税を考えるにあたり、主要な問題として、次の三つを挙げる。

- (i) 会社課税は、個人課税と固有のつながりを持つべきであろうか、それともそれとは全く別個のものとみなされるべきであろうか。
- (ii) 会社課税は個人課税と全く別個のものであるとすると、会社課税の適切な水準はどれ程であろうか。
- (iii) 会社課税においては、均一税率と累進税率のどちらを採用すべきであろうか。また、その税率は、利潤全額に課されるべきであろうか、それとも未分配利潤のみに課されるべきであろうか。

会社課税と個人課税

会社課税と個人課税との関係について、カルドアは『インドの税制改革』においてもイギリスの所得税発展のなかでの会社課税の役割を振り返る。所得税が比例税のとき、会社利潤を個人所得の一部とみなして、会社利潤に所得税を課すことに、原理上の問題はなかった。会社課税は個人課税の代わりを担ったのである。しかし、所得課税が累進課税となったとき、つまり所得税に加えて累進付加税が導入されたとき、配当には個人段階で累進付加税を通じて累進課税が及ぶが、留保利潤には会社段階で所得税が課せられるだけで累進課税は及ばなくなった。利潤税（インドでは法人税にあたる）が戦後のイギリスで導入されたが、それは、カルドアが指摘するように、会社の未分配利潤が配分されたなら課

されたであろう累進付加税の代わりであると主張することには無理がある。それは、個人段階での累進付加税の代わりとしては、あまりにも粗雑であるからである。

この理由から、留保利潤に等しい株式の無償交付 (bonus issues) を会社に強制し、それを株主の所得の一部として取り扱うべきであるという主張がときに提唱されるが、カルドアはこの主張を支持しない。その理由として、カルドアは次のように論じる。株式無償交付は、株主に配当と同じ利益をもたらさない。株主の利益はキャピタル・ゲインの形をとって現れ、キャピタル・ゲインは株式無償交付と同時に、それと同額の大きさをもって生じるわけではない。未分配利潤は株主に利益を与えることは疑いないとしても、それはキャピタル・ゲインという形をとり、株主がある株式の保有で実現するキャピタル・ゲインは、この特定の株式の保有期間における会社の留保利潤の蓄積といかなる関係もない。

株式無償交付の強制とそれへの課税は、事実上、留保利潤の各株主への帰属とそれに対する課税という考えに等しい。留保利潤を含めた完全インピュテーション方式の考えそのものである。カルドアの見解は、この考えと相容れない。それは、この留保利潤から利益を引き出す株主は、留保利潤が帰属させられる株主とは一致しないということに注意するカルドアにとっては、当然の帰結である。

会社の留保利潤の蓄積から株主が引き出す利益は、個々の株主が得るキャピタル・ゲインに課税することによってのみ、公平に課税されるのであって、会社の留保利潤それ自体へ課税することによってではない。このカルドアの主張から、第一の問題に対する回答が導き出される。すなわち、会社に課される税を個人に課される税と同一視する考えは不適切で、会社課税を個人課税から明確に分離すべきであるというのが、その答えである。すると、会社それ自体には個人課税の代わりとなるいかなる税も課されるべきではなく⁽¹⁰⁾、個人課税から独立した単一の税が課

されるべきであり、それは会社課税の適切な原理の上で考案されるべきであるということになる。

このようにカルドアの会社税構想は個人課税とは切り離された会社税であるが、会社に独自の担税力を認めるものではない。個人課税のあり方を考慮した上での独立した会社税の構想である。個人課税が支出税中心となり、キャピタル・ゲイン課税も不要となると、会社税の存在の是非ないしは支出税制にふさわしい会社税の形態が検討課題となるが、『インドの税制改革』では個人課税がなお所得税中心のときの会社税のあり方が考察される。以下で示されるように、それは、個人課税に代わる会社課税ではなく、個人課税を補完する会社課税である。

キャピタル・ゲイン課税と未分配利潤課税

独立した単一の会社税を考える場合、まずはその根拠が問われる。これに関連する最も重要な問題として、カルドアは次の問題を挙げる。未分配利潤から発生するキャピタル・ゲインには、キャピタル・ゲイン税が課される場合、それでもなお未分配利潤に会社税として税を課す論拠が残っているであろうか。会社貯蓄とそれから生じる資本の価値増加の両方に税を課すことは、二重課税ではないか。

この問題について、カルドアは二つの答えを用意する。第一の答えは、キャピタル・ゲインに対する課税は実現時課税にならざるを得ず、キャピタル・ゲインの発生から時間的にかなり遅れて支払われるということである。会社貯蓄に対するキャピタル・ゲイン税の実効税率すなわち時間の遅れを考慮してのキャピタル・ゲイン税の実効税率は配当（利潤分配）に対する税率よりもかなり低い。そのことを、カルドアは次のような例によって説明する。

個人所得とキャピタル・ゲインは限界税率45%で課税され、キャピタル・ゲインの実現は、会社貯蓄に比較して平均20年の時間的遅れがある

ものとし、また、割引率を5%と仮定すると、会社貯蓄への実効税率は17%である⁽¹¹⁾。会社貯蓄への税負担を分配される利潤に対する税負担と実質的に等しくするためには、この17%と個人所得課税の限界税率45%の差を埋めるために会社貯蓄への28%での課税が必要とされる。したがって、キャピタル・ゲイン課税が発生時課税であれば、この点において、未分配利潤への課税の論拠はない。

この議論には、会社の未分配利潤は、それがなされたときの株主のものではなく、それから生じるキャピタル・ゲインを得る株主のものであるという考えがあることは明白である。なお、上述の例では、キャピタル・ゲインの発生は未分配利潤の投資と同時に発生すると考えられている。また、キャピタル・ゲインは発生から実現までに遅れがあるということは、キャピタル・ゲインの税率を他の所得に対する税率よりも高めるべき論拠を形成するが、ここでは、個人課税の段階でのキャピタル・ゲイン重課のかわりに、キャピタル・ゲインを導いた会社貯蓄への会社課税が主張されていると考えられる。

すなわち、キャピタル・ゲインは発生から実現までに遅れがあるということは、他の所得よりもキャピタル・ゲインを重課すべきだという論拠を形成するであろう。しかし、実現されたキャピタル・ゲインは発生からどれだけ時間が経過しているかは、具体的な場合ごとに大きく異なっている。よって、他の所得に対する税率に比べてどれ程重課すればよいかは恣意的な判断によらざるを得ない。

もちろん、このことは提案された未分配利潤への課税についてもいえる。しかもまた、キャピタル・ゲインは株式以外の資産についても生じる。このことを考えると、株式に生じるキャピタル・ゲインについては課税の遅れを考慮に入れて未分配利潤に課税をするが、他の資産に生じるキャピタル・ゲインの場合には時間の遅れは考慮に入れないということは、片手落ちというべきかもしれない。個人段階で他の所得に比して

キャピタル・ゲインを一般的に重課することの方が望ましいともいえる。とはいえ、株主が株式から得る利益は、他の資産保有者の犠牲の上で政府の政策（完全雇用政策）からの恩恵を含んでいるとするカルドアの見解が正しければ、株式からのキャピタル・ゲインのみを重課するために未分配利潤に課税するという事は根拠があるといえよう。

以上の議論においては、キャピタル・ゲインは他の所得と課税上同等に取り扱われるためには、発生時課税でなければならないということが当然のこととして考えられている。これは、包括的所得税の立場である。しかし、株式無償交付への批判から分かるように、カルドアは留保利潤の各株主への帰属とそれに対する課税を支持していない。これは包括的所得税に対する批判を意味するのであろうか。

包括的所得税の考えは、キャピタル・ゲイン発生時課税である。しかし、帰属された留保利潤に等しいキャピタル・ゲインが株主において直ちに発生するわけではない。包括的所得税の理念が納税者の経済力増加に課税することであるとすると、発生していない利益に課税することは正当化されない。とすれば、カルドアの株式無償交付への批判は、包括的所得税の理念により忠実であるということもできる。

しかし、そうすると、未分配利潤は誰のものかという問題が残る。それは、そこから利益を得る将来の株主のものであるとしても、利潤が留保された時点での所有は不明確である。この問題に対して、いささか形式的議論であるが、次のように考えられないであろうか。未分配利潤は、そのときの株主が所有するものであり、それは各株主の所得として各株主に帰属させられる。ここで、株主が株式を直ちに売却した場合を考えてみよう。売却しても帰属所得に等しいキャピタル・ゲインを得ることができないとすると、帰属所得を相殺するようにキャピタル・ロスが実現したとみなしてよいであろう。このとき、株主はそこから何も利益を得ていない未分配利潤を帰属させられても、彼の課税所得が高まること

はない。

こうしてみると、この場合たとえ株式を直ちに売却しないとしても、帰属所得を相殺するようにキャピタル・ロスが発生しているものと考えてよい。だとすると、未分配利潤を各株主に帰属させ、株主の保有資産の資本価値がその額だけ増加したとみなすと同時に、実際の価値増加がそれに満たなければ、その差額分に等しいキャピタル・ロスが発生したとみなすことは、発生主義課税の包括的所得税の理念と矛盾するものではない。

しかし、実際は実現時課税でしかあり得ない。そのときは、未分配利潤の帰属分だけ資本価値が増加したとみなしてその年の課税所得に算入し、さらにこのように調整された資本価値を基準にして資本価値の実現がそれに満たなければその不足分だけキャピタル・ロスが実現したとみなし、それを超えるときにはその超過分だけキャピタル・ゲインか実現したとみなして、株式が売却された年の課税所得を求めるということになる。この場合には、未分配利潤が帰属させられても、そこから利益を得ない株主は、帰属させられた年の税負担は株式の売却時での税負担の減少によって償われるということ、利益を得る株主に関しては結局は利益を得る程度に応じて株主の税負担額が調整されるということになる。

もちろん、発生主義にもとづき未分配利潤の帰属だけを行うが、実現キャピタル・ゲインあるいは実現キャピタル・ロスに対して、以上のような調整をしないということは論理的に整合性を欠くといわなければならない。

もっとも、税務行政的には、以上のような調整を加えることなくキャピタル・ゲインあるいはロスを実現時で捉え、そのかわりに未分配利潤については各株主への帰属計算をしないということの方が、遙かに容易で簡便であることは間違いない。しかし、その場合は、包括的所得税は発生時課税を理念とするものの、実際は実現時課税でしかあり得ないと

いうことになってしまう。カルドアの会社税の論拠は、このような株式のキャピタル・ゲイン課税を発生時課税に近づける一つの工夫と考えることができる。キャピタル・ゲインは利潤の留保と同時に株主に発生するのではないと指摘しつつ、カルドアは、会社税の論拠を説明する前述の例においては、留保とともにキャピタル・ゲインが発生することを想定している。未分配利潤に会社税を課すことによって、実現時課税に伴うキャピタル・ゲインの課税延期に対処するために、一応、利潤の留保と同時にキャピタル・ゲインも発生すると想定したと思える。こう考えると、未分配利潤を各株主に帰属させ、実現したキャピタル・ゲイン、キャピタル・ロスから帰属分を差し引くという調整を加えるということも、キャピタル・ゲイン税のいわば前払いとみることもでき、キャピタル・ゲイン課税を発生時課税に近づけるもう一つの工夫であるといえる。カルドアは、これら二つの工夫のうち、会社税を選んだのである。

資本償却引当と会社課税

未分配利潤とそこから生じる資本価値増加の両方へ課税することをどう正当化するかという問題に対するカルドアの第二の答えは、未分配利潤が会社によって投資されると、資本償却引当という形でその一部が課税から除外されるということに注目するものである。

現行制度で認められている年々の償却引当の割引現在価値は、資本資産の実現キャピタル・ロスの割引現在価値よりも大きい。年率10%での定率償却(22年で90%償却済みとなる)を一例とし、割引率を5%とすると、その償却引当の割引現在価値は投資費用(資本資産の購入費)の67%に等しい。ところが、この資本資産の実現キャピタル・ロスの割引現在価値は、22年後のスクラップ価値を投資費用の10%と仮定して、投資費用の34%にすぎない。単純に合計すると投資費用の90%に等しい

年々の償却引当の割引現在価値を、投資費用の90%に等しい22年後の実現キャピタル・ロスの割引現在価値と比較すると、当然、前者の方が後者よりも大きい。こうして、年々の償却引当（あるいはそれと割引現在価値が等しい即時償却引当）を認めることを埋め合わせるために、未分配利潤に課税するということが考えられる。次に、カルドアの説明をより明確にすることを試みてみよう。

ここで、資本資産の実現キャピタル・ロスの割引現在価値を超える年々の償却引当の割引現在価値を資本費用 K の $a\%$ とする。また、会社貯蓄を S とし、 $K = \beta S$ とする。そのとき、実質的に課税を逃れる会社貯蓄の割合 θ は、 $\theta = aK/S = a \cdot \beta$ である。

前述のように会社貯蓄の課税延期を相殺するために会社貯蓄に課される税率を t_1 とし、割引現在価値でいうと実現キャピタル・ロスを上回る過大な償却引当を認めたときに、この課税と等しい負担を会社貯蓄に課税するために必要な税率 t_2 は、次の関係を満たさなければならない。

$$t_1 S = t_2 (1 - \theta) S$$

これより、

$$t_2 = \frac{1}{1 - \theta} t_1$$

あるいは、

$$\Delta t / t_1 = (t_2 - t_1) / t_1 = \frac{1}{1 - \theta} - 1 = \frac{\theta}{1 - \theta}$$

すなわち、 a が大きければ大きいほど、 θ も大きくなり、 $\Delta t / t_1$ も大きくなる。例えば、 $t_1 = 0.28$ で、 $\theta = 0.4$ のとき、 $\Delta t / t_1 = 0.66$ で、 $t_2 = 0.466$ となる。

こうして、会社貯蓄の課税延期を相殺するために会社貯蓄に課される税率をさらに上回る税率を会社貯蓄に課する正当な論拠があることが示された。

論 説

もちろん、課税延期を相殺するためだけに会社貯蓄に課税し、資本資産についてキャピタル・ロスが実現する以前には、年々の償却引当を認めないということも考えられる。しかし、カルドアによれば、年々の償却引当を認め会社貯蓄に課税延期相殺のための税率以上の税率で課税するという事は、投資に対する補助金と会社貯蓄に対する課税とを結びつけることであり、投資を促進するという経済的利益の観点からは望ましいとされる。

ところで、キャピタル・ゲイン課税が発生主義で行われる場合、キャピタル・ゲイン課税に時間的な遅れはないので、会社貯蓄に対する課税の根拠はない。しかし、キャピタル・ゲイン課税が実現時課税であるので課税の延期を調整するために会社貯蓄に課税するとき、資本資産の実現キャピタル・ロスの割引現在価値を上回る資本償却を認めるならば、それは税制上の譲歩というべきで、投資を促進するであろう。とすれば、このような譲歩を相殺するように会社貯蓄に一層重く課税するとしたときにも、会社貯蓄に課税することなく、したがって償却引当も認めることがない場合と比較して、償却引当を認めることは投資を促進することになるのであろうか。

会社貯蓄は投資されて資本資産の購入に充てられ、資産には年々の償却引当が認められるということを前提にして会社貯蓄に課税すると、会社貯蓄が投資されない限り、あるいは投資が不十分である限り、資産の償却からの税節約分（投資に対する補助金）を失うであろう。こうして、資本資産の償却引当を認めつつ、会社貯蓄に課税することは、会社貯蓄の投資を強く促すことになるであろう。会社貯蓄を投資しなければ資本償却引当もなく、その分だけ余分の税負担を強いられ、会社貯蓄には過度の課税がなされることになるからである。すなわち、どのような形であれ償却引当を認めることは、投資をしないと税の節約ができないということから、投資を促進することになると考えられる。

未分配利潤課税か利潤全額課税か

これまで述べてきたように、カルドアの提案する会社税はあくまでも個人課税を補完するものであって、会社に独自の担税力を認めるものではない。それゆえ、その税率は累進税率ではありえない。そこで残る問題は、この独立した単一の会社税を会社の全利潤に課すか、それとも未分配利潤にのみ課すかである。

カルドアが提案する会社税は個人課税を補完するものではあるが、個人課税とは直接関係のない独立した税であるので、会社の利潤全額に課されようと、未分配利潤に課されようと、それは会社貯蓄から支払われることになる⁽¹²⁾。

会社税が会社の利潤全額に課税される時、会社貯蓄に対する会社税の負担すなわち会社貯蓄に対する実効税率は、税引き後利潤からの配当分配率が小さいほど小さい。

会社利潤全額課税方式のもとでは、会社利潤を P 、会社税の税率を t とし、税引き後利潤からの配当分配率を d とすると、配当分配分 D は、

$$D = d(1-t)P$$

であり、未分配利潤 S は、

$$S = (1-d)(1-t)P$$

であるので、この未分配利潤 S に対する会社税の実効税率 t' は、

$$\begin{aligned} t' &= T/(T+S) \\ &= \frac{tP}{tP + (1-d)(1-t)P} \\ &= \frac{t}{1-d(1-t)} \end{aligned}$$

となる。すなわち、 d が小さいほど、実効税率 t' は小さい。利潤に対する税率 t が 43% で、 d が 32% のとき、未分配利潤に対する実効税率 t' は約 53% となる。

論 説

こうして、カルドアは、会社利潤全額課税方式は未分配利潤に対してのみ課税する方式よりも、利潤の多くを留保し投資する拡張会社をより寛大に取り扱い、拡張のために内部留保をしない会社をより過酷に取り扱うであろうと主張する。そして、利潤全額課税方式は、公平の観点からいえば未分配利潤課税方式よりも劣っていると判断されようが、投資促進という社会的利益達成の観点からは望ましいとされる。

しかし、利潤全額方式だと、利潤を留保しようが配分しようが利潤全額に対する税額は変わらないはずである。この方式は、利潤の留保・配分に対して中立的である。とくに利潤の多くを留保する会社を寛大に取り扱うことはない。

また、会社利潤の全額を配当に分配する会社には、本来なら会社税をかける根拠はないはずであるが、利潤全額課税方式では会社税を負担することになる。これが、利潤全額課税方式は公平の観点からは未分配利潤課税方式よりも劣っていると判断された理由であると思われる⁽¹³⁾。そして、利潤全額課税方式は未分配利潤課税方式に比べ、利潤のより多くを配当に分配する会社にペナルティを課すということを意味する。それは、社会的利益の達成すなわち利潤の内部留保による投資の促進のためとされる。しかし、留保をしなければペナルティを課すということをしてまで、留保を促進することが社会的利益達成にどれ程貢献するのであろうか。カルドアも配当を促すことは、必ずしも投資抑制につながらず、かえって資金の効率的な使用を導くということを十分認めている。そうだとすると、この考えと、内部留保促進のためとされる全利潤課税方式の考えはどう調和するのであろうか。

ここでのカルドアの議論の要点は、未分配利潤課税方式との対比にあると思われる。未分配利潤課税方式は、留保・配分の中立的ではなく、利潤の多くを留保する会社ほど、大きな税負担に直面する。カルドアの提案は、留保に対して抑制的に働く方式を避けるべきであるということ

がその趣旨であると解釈すべきである。会社税の課税根拠からすれば、未分配利潤課税方式が会社課税としてふさわしいが、利潤の内部留保による投資を促進するというよりも内部留保・投資への抑圧を回避するために、全利潤課税方式が提案されたと考えることができるであろう。

さて、上述の t と t' の関係から、

$$t = \frac{(1-d)t'}{1-dt'}$$

となる。これより、未分配利潤に対する 46.5% の課税は、(税引き後配当分配率 d を 0.3 とすると) 利潤全額に対する 38% の課税に等しい。こうして、カルドアは全利潤に対する 6/16 の税率を持った独立した単一の会社税を導き出す。ただし、インドの会社税に関するカルドアの最終的な提案は、キャピタル・ゲイン課税からの収入が実質化するまでは、当面、現行の 7/16 の税率を維持するとしても、特に不公平でも、経済的に好ましくない影響を与えるものでもないとするものであった。

カルドアの会社税提案について

カルドアは、前述したように、株式のキャピタル・ゲイン課税を発生時課税に近づけるために、留保利潤の各株主への帰属と実現キャピタル・ゲインの調整という方式をとらず、会社税を課すという方式を選んだ。しかしながら、課税原理の点からいえば、カルドアが選択しなかった帰属方式の方が、問題を個人課税のなかで処理する方式として、優れているように思える。それでもなお、カルドアが会社課税方式を提案したのは、会社税の課税と資本償却引当を組み合わせることによって、投資促進という経済効果を重視したためである。それは、利潤全額方式を主張する議論からも明らかである。このようにみえてくると、カルドアの提案する会社税の究極の論拠は、所得課税の原理にあるのではなく、経済政策的目的達成にあるといっても過言ではないと考えられる。

おわりに

所得課税の固有の難点はキャピタル・ゲインの取り扱いにある。事業経費の取り扱いに関して言及されたように、資本資産の減耗（キャピタル・ロス）が課税上考慮される時、人的資本の減耗をどう取り扱うかという問題が生じるし、キャピタル・ゲイン課税が実現時課税であるとき、年々の資本償却引当がそれと整合的であるかという問題も生じる。それはまた、事業損失の取り扱いの問題とも関連する。さらに、会社税についても、未分配利潤とそこから各株主に生じるキャピタル・ゲインを課税上どう取り扱うかということが、最も重要な問題となる。これらの問題をカルドアは、『インドの税制改革』において明確に指摘した。

インドの税制改革についてのカルドアの提案は、所得税改革を中心とするものであり、支出税の導入を提案するものの、支出税を税制の中心にするものではない。それゆえ、所得課税の諸問題を指摘し、その改革を提案するわけであるが、それはかえって、支出税の全面的導入の利点を示唆するものとなったと思える。支出税制は、所得課税の難点であるキャピタル・ゲイン課税を不要にするからである。また、支出税制の下では、法人税（会社税）は、その存在理由を失うか、あるいはキャッシュ・フロー法人税として改革される。すなわち、所得課税ではなく、消費課税（支出税）を原理として税制を構築すると、税制は少なくとも原理的にはきわめて簡素なものになると期待される。カルドアの『インドの税制改革』は、はからずもそのことを明らかにしたといつてよいだろう。

注

- (1) 利潤・所得課税に関するイギリス王立委員会少数派の見解は、カルドア [2] にまとめられている。少数派の見解については、拙稿 [5] 及び [6] を参照されたい。

- (2) カルドアは、課税目的のための利潤は健全な会計原則によって計算された利潤と一致すべきであるという主張に反対し、課税目的にもっともふさわしい所得概念は会計にとってもっともふさわしい所得概念となんら特別の関係を持つ必要はないというのが財政学の常識であるとしている。
- (3) ここでは、22年で90%償却済みが前提とされている。
- (4) もし個人課税が支出税中心となれば、資本支出控除は資本費用全額即時控除という形態をとることになろう。法人税においても、このような資本費用全額即時控除が認められるならば、法人税は株主が負担しないキャッシュ・フロー法人税に転化する。キャッシュ・フロー法人税すなわち資金フロー法人税については、拙稿〔4〕を参照されたい。
- (5) カルドア『支出税』第5章では、「未分配利潤への所得税と利潤税の課税は、キャピタル・ゲインという形で株主に生じる利益に最終的な拠り所を見いだす」となっている。しかし、前後の文脈からいうと、ここでは利潤全体への利潤税課税の正当性が問題となっている。ここでの議論は、他の資産保有者に比して、株式保有者を課税上差別的に取り扱うことの正当性をめぐってである。すなわち、配当に対しても所得税とともに利潤税をも課すことの根拠の問題である。もちろん、株主を課税上差別するためには、未分配利潤への利潤税の課税は不可欠である。よって、政府の経済政策の結果、株式保有者は他の資産保有者の犠牲の上で利益を得るという指摘から、カルドアが引き出すべき結論は、利潤への利潤税と所得税の課税は配当あるいは資本価値増加という形で株主に生じる利益の上述のような特性に最終的な拠り所を見出すということになるのではないかと思われる。
- (6) これが配当への追加課税の根拠であることは、『インドの税制改革』で指摘されている。また、配当のキャピタル・ゲイン化により累進付加税を回避することを防ぐ狙いもあると思われる。なお、留保利潤よりも配当分配分に重課することに対する説明は、カルドア『支出税』第5章にはない。
- (7) 投資会社は、無条件に未分配利潤に追加課税される。なお、出資資本については注(9)をみられたい。
- (8) 使用資本についても、注(9)をみられたい。
- (9) 出資資本は株主から調達した資本、計上資本は出資資本に資本化された留保を付け加えたもの、使用資本は計上資本と（資本化されていない）留保の合計とされる。

論 説

- (10) 配当等に対する所得税の会社段階での源泉徴収は十分ありうる。
- (11) $0.45/(1+0.05)^{20} = 0.45 \times 0.38 = 0.17$
- (12) 会社税が個人課税の代わりに課される税であれば、それは株主に対する分配分から支払われると考えてよい。その場合、株主は会社税引き配当を受け取り、会社税を負担したとみなされ、その負担分を還付され、株主の配当に対する税負担額から税額控除されるからである。
- (13) もっとも、前述したように政府の経済政策 (=完全雇用政策) から、株式保有者は他の資産保有者の犠牲の上で利益を得ているので、利潤全額に税を課す根拠があるという見解が、カルドア『支出税』第5章にみられる。これはあくまでも、公平の観点からの議論である。

参考文献

- [1] Kaldor, N., "Indian Tax Reform (1956)," in *Collected Economic Essays 8: Report on Taxation II*, Duckworth, 1980.
- [2] Kaldor, N., "Memorandum of Dissent to the Final Report of the Royal Commission on the Taxation of Profits and Income (1955)," in *Collected Economic Essays 7: Report on Taxation I*, Duckworth, 1980.
- [3] Kaldor, N., *An expenditure Tax*, George Allen & Unwin, 1955. 時子山常三郎訳『総合消費税』, 東洋経済新報社, 1963.
- [4] 拙稿「資金フロー法人税とその負担」『三重大学法経論叢』10巻, 1号, 三重大学社会科学学会, 1992.
- [5] 拙稿「キャピタル・ゲイン課税の基本問題—1955年利潤・所得課税王立委員会少数派意見(N.カルドア)をめぐって—」日本の資本市場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論と実際』財団法人日本証券経済研究所, 2000.
- [6] 拙稿「所得課税におけるいくつかの問題—1955年王立委員会少数派(N.カルドア)意見をめぐって—」『三重大学法経論叢』19巻, 1号, 三重大学社会科学学会, 2001.